

呉市公式オリジナルソング「君くれハート」の音源使用に関する 取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市公式オリジナルソング「君くれハート」の音源（以下「本音源」という。）を営利（商用）・非営利、個人・法人等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の基準)

第2条 本音源を編集などの改変を行うことなく使用しようとする個人又は法人その他の団体は、営利（商用）利用の場合を除き、呉市に申請することなく使用することができる。

- 2 本音源の営利（商用）利用については、事前に呉市に協議すること。
- 3 本音源の編集などの改変は原則行うことができない。
- 4 本音源の一部分のみを使用する場合には、原曲のままの使用すること。

(使用料)

第3条 本音源の使用料は、無料とする。

(使用の中止)

第4条 本音源を使用する者は、次の各号のいずれかに該当した場合、本音源の使用を中止しなければならない。

- (1) 呉市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 呉市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがあるとき。
- (3) 本音源を二次配布（公開）すること。
- (4) 本音源の作曲者の名誉や信用を毀損し、又は毀損するおそれがあると判断される用途で使用すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援・公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) その他本音源のイメージを損なう改変又は応用使用を行った場合

(責任の制限)

第5条 前条の規定により、本音源の使用を中止した場合、使用の中止を受けた者に損害が生じても、呉市はその責めを負わない。

- 2 本音源を使用した者が、本音源の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、呉市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、本音源の使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成31年1月30日から実施する。

付 則（令和6年3月29日改正）

この要領は、令和6年3月29日から実施する。